

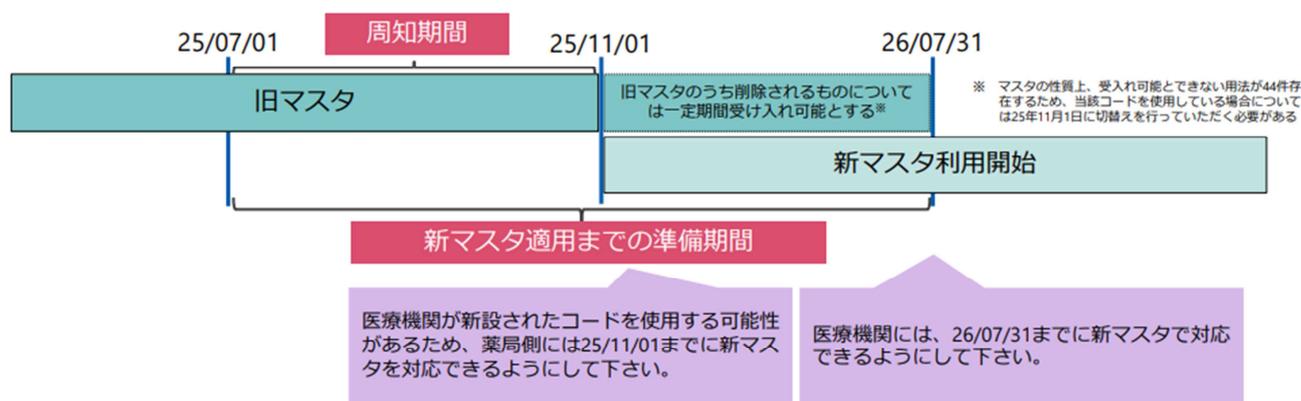
# 電子処方箋通信あきた（10月号トピックス）

## 【医療機関・薬局版】

電子処方箋管理サービスの処方・調剤情報に用法を記録する際には、電子処方箋用法マスタの用法コードを使用する必要がありますが、従来の用法コードには、例外的に標準用法規格に準拠していない用法が存在していました。

このため、用法マスタの改訂作業（用法コードを一定の基準・考え方のもとで削除、充足していなかったコードの拡充（追加））を行う必要があります。

【重要】改訂作業のスケジュール（薬局においては必ずご確認ください。）



【重要】改訂作業の概要は次のとおりです。

- |      |  |
|------|--|
| 「削除」 | <ul style="list-style-type: none"><li>・投与経路（内服・外用等の別）を指定しない用法</li><li>・標準用法用語集に存在しない用法</li><li>・用法コードとは別の欄（用法補足レコード）で補足情報が必要となり日本医療情報学会より標準用法規格に準拠していないと指摘を受けた用法</li><li>・臨床上使用される頻度が極めて低いと考えられる用法、再検討（コードの作り直し）が必要な用法</li></ul> |
| 「追加」 | <ul style="list-style-type: none"><li>・服用時刻を指定する用法等（標準用法規格に準拠したコード拡充）</li><li>・元々充足していなかった舌下用法、バツカル用法、口腔内塗布用法</li><li>・注射・注入用法（院内処方・電子カルテ情報共有サービスでも本マスタを用いるため）</li><li>・標準用法規格から外れるが、医療現場の運用上必要と考えられる用法（適用ガイド用法）</li></ul>       |

詳細は、別紙「電子処方箋の用法マスタ改訂にかかる概要資料」でご確認ください。

導入だけではもったいない、使って活かす！ 電子処方箋

